

○不良行為少年の補導活動実施要領

令和 4 年 12 月 16 日

少 第 559 号

警 察 本 部 長

不良行為少年の補導活動実施要領の制定について（通達）

不良行為少年の補導活動の適正な推進を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、令和 5 年 1 月 4 日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

不良行為少年の補導活動実施要領

第1 趣旨

この要領は、少年警察活動規程（平成19年埼玉県警察本部訓令第48号。以下「規程」という。）第98条の規定に基づき、不良行為少年の補導活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例による。

第3 不良行為少年の補導の目的

不良行為少年の補導は、そのまま放置すれば非行その他健全育成上の支障が生じるおそれがあると認められる少年について、必要な注意、助言等を行うことにより、もって少年の非行防止及び健全育成に資することを目的とする。

第4 不良行為少年の補導に当たっての基本的心構え

不良行為少年の補導に当たっては、少年の健全な育成を期する精神及び少年の特性に関する深い理解を持つとともに、関係機関、少年警察ボランティアその他の関係者との協力に配意するものとする。

第5 不良行為少年の発見時における措置

1 不良行為少年に対する注意及び助言

警察職員は、不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促すなど必要な注意を行うとともに、非行防止その他の健全育成上必要な助言を行うものとする。

2 不良行為少年の所持する物件の措置

(1) 前記1の場合において、少年の非行防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、当該物件を所有者その他権利者に返還させ、保護者に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該物件を所持しないよう必要な注意及び助言を行うものとする。この場合において、学校関係者（少年の在学する学校の教員をいう。以下同じ。）又は職場関係者（少年を雇用する雇用主又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対する連絡を行うときは、当該物件を学校関係者又は職場関係者に預けさせができるものとする。

(2) 前記(1)により、不良行為少年の所持する物件を返還させ、預けさせ、又は廃棄させたときは、当該物件の措置てん末を少年補導票（規程別記様式第16号）により明らかにするものとする。

3 事後措置

(1) 前記1の注意及び助言のみでは、少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められる場合は、氏名、住所等の人定事項の確実な特定に努め、規程第81条の規定により、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。この場合において、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配意するものとする。

(2) 保護者等に対する連絡の要否は、少年事件選別主任者又は少年補導責任者が判断するものとし、その連絡は、少年を速やかに保護者等に引き渡し又は連絡する必要があるなどの緊急の場合を除き、原則として生活安全部少年課（以下「少年課」という。）又は警察署の少年を担当する係の警察職員（以下「少年担当職員」という。）が行うものとする。

(3) 少年事件選別主任者及び少年補導責任者は、不良行為少年の補導に従事した警察職員により保護者等に対する連絡が既に行われている場合は、その連絡が適正に行われたものであるかを確認し、追加の連絡が必要と判断した場合には、少年担当職員から保護者等に連絡させること。

(4) 事後措置を行う者が少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地を管轄する警察署（以下この(4)において「住居地等管轄警察署」という。）の警察職員でない場合は、必要に応じて住居地等管轄警察署の警察職員と連携を図ること。

4 不良行為の種別及び態様

不良行為の種別及び態様は、不良行為の種別及び態様一覧（別表）のとおりとする。

第6 少年補導票の作成、提出及び審査

1 作成

警察職員は、不良行為少年（少年相談として処理するものを除く。）を発見した場合において、前記第5の3の事後措置を行うことが必要であると認めるときは、埼玉県警察情報管理システムによる非行補導歴等照会業務実施要領（平成17年少搜第135号）に定める埼玉県警察情報管理システムによる非行補導歴等照会業務により所要の事項を登録し、少年補導票

を作成するものとする。

2 作成者

不良行為少年を発見して補導し、又は少年指導委員（少年指導委員規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 2 号）に定める者をいう。）等から引継ぎを受けた警察官、少年補導員又はスクール・サポーターが作成するものとする。

3 審査

少年事件選別主任者、少年補導責任者及び少年担当職員並びに生活安全部少年課長（第 7 の 1 において「少年課長」という。）、地域部自動車警ら隊長、同部鉄道警察隊長及び警察署長は、自所属の職員が補導した不良行為少年に係る少年補導票の記録事項を審査し、適正に作成されているか確認すること。

また、少年補導責任者は、当該審査を経た少年補導票の記録事項を審査し、適正に作成されているか確認すること。

第 7 少年補導票の送付、保存期間及び廃棄

1 送付

少年課長は、住居地が県外である不良行為少年に係る少年補導票について、その住居地を管轄する都道府県警察の少年を担当する所属の長に送付すること。

2 保存期間

少年課長は、他の都道府県警察から送付された少年補導票を 1 年保管すること。

3 廃棄

少年補導票は、次の場合に廃棄するものとする。

- (1) 前記第 5 の 3 の事後措置を行わなかったとき（事後措置をする必要があると認められるが、事後措置をすることができないときを除く。）。
- (2) その他保管の必要がなくなったとき。

実施日

この通達は、令和 5 年 1 月 4 日から実施する。

実施日（令和 5 年 3 月 31 日少第 157 号）

- 1 この通達は、令和 5 年 4 月 3 日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、現に少年警察活動規程（平成 19 年埼玉県警察本部訓令第 48 号）

以下「規程」という。) 第81条の規定に基づき作成された少年補導票(規程別記様式第16号)の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第5関係）

不良行為の種別及び態様一覧

次表に掲げる行為であって、犯罪の構成要件又はぐ犯要件(少年法第3条第1項第3号に規定されたぐ犯事由及びぐ犯性をいう。)に該当しないものの、そのまま放置すれば、非行その他健全育成上の支障が生じるおそれのあるもの

番号	種 別	態 樣
1	喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
2	飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
3	薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
4	粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
5	刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒、その他人の身体に危害を及ぼすおそれのあるものを所持する行為
6	金品不正要求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
7	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
8	性的いたずら	性的ないたずらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
9	暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動をともにする行為
10	家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
11	無断外泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
12	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかいし、又はたむろする行為
13	怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
14	不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
15	不良交友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
16	不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為